

変動型最低制限価格制度の導入について

1 対象案件

一般競争入札又は指名競争入札により発注する建設工事及び測量、設計等コンサルタント業務のうち、最低制限価格を設定するもの。(総合評価対象を除く)

2 開始日

令和5年12月25日以降に入札公告及び指名通知を行う案件から開始する。

3 最低制限価格の算出方法

$$\begin{array}{l} \text{最低制限価格基準額} \times \text{ランダム係数} = \text{最低制限価格(円単位)} \\ \text{(現行の最低制限価格)} \qquad \qquad \qquad \text{(1円未満の端数は切捨て)} \end{array}$$

※最低制限価格基準額は、最低制限価格算出の基準となる額で、中央公共工事契約制度運用連絡協議会(公契連)モデルにより算出する現行の最低制限価格とする。

4 ランダム係数の決定方法

0.9990から1.0010の範囲で0.0001刻みの「21通り」の数値から、開札時にコンピュータが無作為に決定する。

No	ランダム係数	No	ランダム係数	No	ランダム係数
1	0.9990	8	0.9997	15	1.0004
2	0.9991	9	0.9998	16	1.0005
3	0.9992	10	0.9999	17	1.0006
4	0.9993	11	1.0000	18	1.0007
5	0.9994	12	1.0001	19	1.0008
6	0.9995	13	1.0002	20	1.0009
7	0.9996	14	1.0003	21	1.0010